

論点4（個別には違法性を肯定し難い大量の投稿）について

本資料は、論点4「個別には違法性を肯定し難い大量の投稿」に関する委員の先生方の御議論に資するよう、法務省人権擁護局の担当者（唐澤英城・日下部祥史）において、私案をまとめたものであり、その内容は検討会の議事録と一体で見なければ意味をなさないものである。意見や評価・分析にわたる部分は、飽くまでも担当者の個人的見解であることに御留意いただきたい。

第1 問題の所在

個々の投稿自体は名誉権やプライバシーを侵害するものではなく、その投稿のみを見ると人格権を侵害するとはいえないような誹謗中傷の投稿であっても、このような投稿が特定の者に対して大量に行われると、投稿された者が重大な精神的苦痛を被ることがある。

このような個々の投稿自体では人格権を侵害するとはいえない誹謗中傷の投稿が大量に行われる問題について、既存の人格権又は人格的利益で対応しようとする場合には、名誉感情によることが考えられる。

第2 名誉感情侵害及び削除に係る差止請求権の判断基準

1 名誉感情侵害の判断基準等について

名誉感情の意義、名誉感情の違法な侵害の判断基準及びインターネット上の投稿の削除に係る差止請求権の判断基準については、論点1に係る資料の第3の3のとおりであり、ある投稿が社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるといえる場合に、当該投稿は不法行為法上違法であると認められ、また、名誉感情に基づく差止請求権により削除することができる¹。

2 社会通念上許される限度を超える侮辱行為かどうかの判断について

(1) 最判平成22年4月13日民集64巻3号758頁（以下「平成22年

¹ 名誉感情は「人が自己自身の人格的価値に対して有する主観的な評価」であるが、その違法な侵害の有無については「社会通念上許される限度を超えた侮辱行為」かどうかという判断基準で客観的に判断されるものと考えられる。その理由としては、名誉感情は内心の問題であり、他人のいかなる言動によって名誉感情が害されるか、害される場合の程度などについて個人差が大きく、自尊心やプライドの高い人とそうでない人とで保護の範囲が異なるのは相当でないことや、他人の主観的な感情をわずかに侵害するだけで不法行為が成立することとすると、表現等の各種行為の制約が大きいと考えられることなどがあげられる（関述之＝小川直人編著「インターネット関係仮処分の実務」（きんざい、2018）76頁）。

For Discussion Purpose Only

判決」という。)は、インターネット上の電子掲示板における投稿について、「本件書き込み中、被上告人を侮辱する文言は上記の「気違い」という表現の一語のみであり、特段の根拠を示すこともなく、本件書き込みをした者の意見ないし感想としてこれが述べられていることも考慮すれば、本件書き込みの文言それ自体から、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であることが一見明白であるということとはできず、本件スレッドの他の書き込みの内容、本件書き込みがされた経緯等を考慮しなければ、被上告人の権利侵害の明白性の有無を判断することはできないものというべきである。」と判示している。この判示からは、

①投稿に含まれている対象者を侮辱する文言の数²

②侮辱の根拠の有無³

が考慮要素となり、①については、当該投稿内に含まれている対象者を侮辱する文言の数が少ないことが、②については、侮辱の根拠が示されておらず、投稿者の意見ないし感想として述べられていることが、社会通念上許される限度を超えるかどうかについて、これを否定する方向に作用する事情となるものと考えられる。

さらに、上記判示によれば、投稿が社会通念上許される限度を超えるものかどうかを判断するに当たっては、

③当該投稿と同一のスレッド内の他の投稿の内容⁴

² 一般社団法人セーフターインターネット協会の「権利侵害明白性ガイドライン」の裁判例要旨 (<https://www.saferinternet.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/infringe-trial-summary.pdf>) に掲載されている下級審裁判例の中では、番号034、036、043、046の裁判例が特にこの考慮要素又はこれと同様の事情に言及している(以下、前記裁判例要旨を「ガイドライン裁判例要旨」といい、これに搭載されている裁判例を「番号001」など示す)。反対に、同一の投稿内で侮辱的表現が重ねて用いられていることを理由に掲げ、社会通念上許される限度を越えた侮辱行為であると認める裁判例がある。番号025は、7件の投稿について、原告に対して「死ぬ」「馬鹿」「クズ」などの他人を中傷する表現を100回以上にわたり繰り返して言及するものであるなどとして、名誉感情を侵害する侮辱行為に当たるとしている。

³ ガイドライン裁判例要旨に搭載されている下級審裁判例には、このことを理由に掲げて社会通念上許される限度を超えたものとはいえないとの判断をするものが多い(番号034～036、038、039、043、045、047、048)。他方で、特段の根拠が示されていないことを社会通念上許される限度を超える侮辱であることを否定する事情としては扱っていないように読める裁判例もある(番号020)。

⁴ 番号034の裁判例は、投稿の中で侮辱的な表現は「メンヘラ」1語のみであること、当該表現について特段の根拠を示すことなく投稿者の意見として述べられているものととどまることからすれば、投稿の文言それ自体が当該投稿が社会通念上許される範囲を超えた侮辱行為に当たることが明らかであるとはいえず、また、当該投稿と同一のスレッド内の他の投稿の内容等を勘案しても、当該投稿が社会通念上許される限度を超えた侮辱行為に当たることが明らかとはいえないとしている。

For Discussion Purpose Only

④当該投稿がされた経緯⁵

などが考慮されることになると考えられる。③は、電子掲示板に即した判断であるが、この考え方は他の媒体にも及ぶものと考えられる。例えば、SNSにおいて、対象者の投稿に対する返信として大量の誹謗中傷の投稿がされている場合には、他の返信の内容を考慮することになるものと考えられる。

- (2) さらに下級審の裁判例をみると、⑤文言それ自体の侮辱性の程度、⑥投稿数、⑦公然性、⑧投稿の意図、⑨投稿の必要性、⑩表現の具体性・意味内容の明確性、⑪対象者に関する事情、⑫社会的評価の低下の有無などの事情が考慮されていると考えられる。

- (3) 下級審裁判例における主要な考慮要素について

ア ⑤（文言それ自体の侮辱性の程度）について

下級審裁判例の中には、文言の侮辱性が強いことに言及し、その他には社会通念上許される限度を超えることを基礎づける事情に特段言及することなく、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為に当たることが認められるものがある⁶。

また、対象者に対して、その存在を否定する表現を用いるものについ

⁵ 番号010, 014, 018, 020がこの考慮要素に言及している。番号010は、「ババア」「万引きの常習犯」「頭おかしいクズ」「顔面凶器」「万引きしとけこじき」「おまえどんだけ人から恨み買ってんだよ」「おばさん」「気持ち悪い顔した糞ババア」「ブサイク」などの文言を含む投稿がされていたところ、これらの投稿が原告に対する誹謗中傷が重ねられていた中で短期間に立て続けに行われた侮蔑的表現を含むものであることなどを考慮すれば、これらの投稿は社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であると認められるとした。また、番号018は、「キチガイX！、お前、三立のじいさん連中に連れていかれてじいさん作業している中、お前はウロウロしてて恥ずかしくないのか？俺がお前なら、自殺する！起きてお前のダウン症の顔つきになってたらよう生きて行かれんわ！ある意味お前すごいわ！」との投稿について、この投稿より前の投稿の文脈とは全く関係なく、原告を「キチガイ」と指摘したり、原告の容姿であれば自殺が必至である旨断定したりするものであることから、当該投稿は社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとしている。

⁶ 番号031, 032, 033。番号032は、「チョンq1」との記載について、「チョン」との言葉が北朝鮮又は韓半島出身者を卑下する呼称として用いられる差別表現であることが社会内で広く認識されていることに照らすと、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告を蔑んでいると解され、悪辣な表現というべきであり、侮辱行為の違法性が強度であって、社会通念上許される限度を超えたものと認められるとしている。また、文言の侮辱性の強さも含め、文言内容以外については特段言及することなく、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であることを認めている裁判例もある（番号005, 006, 011, 024）。番号011は、「汚婆さん」との記載について、原告を「汚婆さん」と呼び、これは汚い老婆を意味するものと解されるから、原告を社会通念上許される限度を超えて侮辱するものであるとしている。

For Discussion Purpose Only

ては、その他の社会通念上許される限度を超えることを基礎づける事情に言及することなく、社会通念上許される限度を超えるものであると認める裁判例がある⁷⁸。

イ ⑥（投稿数）について

下級審裁判例の中には、投稿数が多いことや、投稿が繰り返されていることを理由に掲げて、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であると認めるものや⁹、これとは反対に、投稿が繰り返されていないことを考慮して社会通念上許される限度を超えたものとは認められないとするものがある¹⁰。

また、下級審裁判例の中には、同一の投稿者による投稿であることを認定した上でその投稿数を考慮するもの¹¹、特に投稿主体の同一性に言及することなく投稿数を考慮するもの¹²、別の投稿者の投稿を考慮する

⁷ 番号031, 035, 037。番号035は、当て字を用いた表現により、原告について「死ね」と記載するものと認められ、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であるとした。番号037は、原告に対し「この世から消えてほしい」と述べるものであり、同人を侮辱するものといえ、同人の名誉感情を害することが明らかであるとした。なお、番号028は、「きえろ」「消えてね」との投稿については、他人を中傷する表現を用いて原告にいなくなるように求めるものであること、「死ねばいいのに」「死にたいなら死ねば」との投稿については原告に死ぬように求めるものであり、他人を中傷する極めて悪質な表現であることをそれぞれ指摘し、これらの記事の記載ぶりからして原告に対する意見や論評として相当な範囲にとどまる表現であるといえないことは明らかであるなどとして、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準とすれば原告の名誉感情を侵害する侮辱行為に該当するとしている。

⁸ ある投稿が「死ね」「消えろ」といった対象者の存在を否定するような表現を用いている場合でも、文脈等を踏まえて解釈すると、対象者の存在を否定することを意味するものとはいえない場合がある（番号024の「村もろとも消えてなくなってくれ」「この世から消えればいいよ」との記載についての判断及び番号031の「Xしね?」「Xしね?」との投稿についての判断を参照）。

⁹ 番号001, 002, 010, 025。

¹⁰ 番号042, 043。

¹¹ 番号001は、同一人物による投稿であることを認定した上で、原告の性格や名前を誹謗中傷する投稿の内容や表現ぶりの悪質さに加えて、これが執拗に繰り返されていることにも照らせば、社会通念上許される限度を超えて名誉感情を侵害する侮辱行為であるといえるとした。また、番号010は、5件の投稿について同一のIPアドレスが用いられていることを認定した上で、原告に対する誹謗中傷が重ねられていた中で短期間に立て続けに行われた侮辱的表現を含むものであることなども考慮すれば、5件の投稿は原告に対する社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であると認められるとした。

¹² 番号002は、8件の投稿について、原告の容姿を揶揄を交えて不要に攻撃し、風俗嬢である原告に関する情報交換、感想ないし批判の域を越えるものである上、その一つ一つの投稿による損害は小さいかもしれないが、それらが蓄積していった場合には、原告の精神面や職業上の収益に大きな悪影響を及ぼす危険があるというべきこととも考慮すれば、8件の投稿は社会通念上許される限度を超える侮辱に当たるとした。

ことには消極的なもの¹³とが見られる。

ウ ⑩（表現の具体性・意味内容の明確性）

下級審裁判例の中には、表現に具体性がないことや、意味が不明確であることを理由に掲げ、社会通念上許される限度を超えたものとはいえないとするものが少なくない¹⁴。

第3 特定の者が大量に投稿している場合（論点4(1)）

投稿に用いられた文言それ自体の侮辱性が高いとはいえ、それのみをもっては社会通念上許される限度を超える侮辱行為とはいえない場合でも、前記第2で見た裁判例の判断の傾向からすれば、そのような投稿が特定の者により大量に行われているときには、第2の2に掲げた事情を考慮した上で、社会通念上許される限度を超えた侮辱があると判断し得る場合があると考えられる。

この場合、名誉感情侵害が認められる投稿の範囲は、各投稿の内容や相互の関連性等を総合的に見て、繰り返された投稿のある段階以降に限られると判断される場合もあれば、繰り返された投稿全体であると判断される場合もあり得るものと考えられ、名誉感情に基づく差止請求権による削除の範囲はこれに合わせて決せられるものと考えられる。

第4 複数の者により全体として大量に誹謗中傷の投稿がされた場合（論点4(2)）

投稿数の考慮要素（⑤）については、同一人による投稿であることを前提に考慮する裁判例や、同一人の投稿であるとは認められないことから考慮しなかった裁判例があり¹⁵、他の者が行った投稿については、その数を考慮しないものとする、特定の者が大量に投稿した場合と同様に考えることはできないことになる。

しかしながら、同一の投稿者によるものかどうかに関及せず他の誹

¹³ 番号044は、同一のスレッド内の他の投稿に「クズ野郎」「社長の犬」「宇宙人みたいな顔」などの投稿があり、これに引き続いて投稿されたという経緯を考慮すれば、社会通念上受忍限度を超えると原告が主張したのに対し、裁判所は、原告の指摘する他の投稿は、名誉感情侵害と主張されている投稿よりも4か月以上も前のものであって、名誉感情侵害と主張されている投稿と同一の投稿者によるものか否かが不明であるからこれらを直ちに考慮することはできないとした。

¹⁴ 番号024, 031, 039, 040, 042, 045。

¹⁵ 番号001, 044のほか、東京地判平成29年1月16日 D1-Law29038202など。

For Discussion Purpose Only

誹中傷の投稿の内容や数を考慮する裁判例があり¹⁶、別の投稿者の行った誹中傷の投稿の数についても、同一のスレッド内の他の投稿の内容(③)、投稿がされた経緯(④)といった考慮要素として、社会通念上許容される限度を超えるものかどうかを判断する上で考慮される重要な要素であると考えられる。

そうすると、投稿に用いられた文言それ自体の侮辱性が高いとはいえ、そのみをもっては社会通念上許される限度を超える侮辱行為とはいえ、投稿が複数の者により行われている場合についても、その侮辱的投稿が大量にされているときには、第2の2に掲げた事情を考慮した上で、不法行為に基づく損害賠償責任が成立するかどうかはともかく、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合があると考えられる。

この場合、名誉感情侵害が認められる投稿の範囲は、各投稿の内容や相互の関連性等を総合的に見て、繰り返された投稿のある段階以降に限られると判断される場合もあれば、繰り返された投稿全体であると判断される場合もあり得るものと考えられるものの、投稿相互の関連性は、特定の者が大量に投稿している場合に比して様々な事情があり得るのが一般的と考えられ、名誉感情侵害が認められる投稿の範囲が後者の投稿全体と判断される場合は特定の者が大量に投稿している場合に比して限定的となるものと思われる。いずれにしても、名誉感情に基づく差止請求権による削除の範囲は、名誉感情を侵害する投稿(表現行為)の範囲に合わせて決せられることとなる。

第5 名誉感情侵害も肯定できない場合の対処の在り方(論点4(3))

論点4(1)及び同(2)についてどのような考え方をとるにせよ、名誉感情やその他の既存の人格権による対処には限界もある。大量の投稿はときに重大な精神的苦痛を招くものであるため、裁判実務を念頭に人格権の侵害があるとまではいいきれない場合であっても、ガイドラインや約款などのソフト・ローに基づく削除を含め、表現の自由に配慮しつつ行われる救済のための仕組み作りが期待されるのではないかと考えられる¹⁷。 以上

¹⁶ 番号010のほか、東京地判平成28年9月14日D1-Law29020079など。

¹⁷ 総務省のプラットフォームサービスに関する研究会の「インターネット上の誹中傷への対応の在り方に関する緊急提言」6頁(2020年8月)においては、「権利侵害に至らない誹中傷の書き込み(有害情報)については、法的な根拠に基づく対応を求めることは困難であり、基本的には事業者の判断に基づく対応に委ねられるべきである。しかし、これらの有害情報の書き込みに対しても、プラットフォーム事業者は、過剰な削除等による表現

For Discussion Purpose Only

の自由への萎縮効果や不当な私的検閲とならないための工夫を講じつつ、自らが定める規約やポリシーに基づき、各事業者のサービスの規模や仕様等に応じて、様々な対応策を自律的に行うことが期待される。なお、この際、書き込まれた被害者にとっては大量の誹謗中傷の書き込み等は大きな精神的苦痛になることも想定され、社会的受忍限度を超える結果として、違法情報と評価されることもあり得ることに留意が必要である。」とされている。